個人情報保護審議会(第114回)会議録

- 1 会議の日時及び場所
 - (1) 日時

平成 21 年 11 月 6 日 (金) 午前 10 時 00 分から 12 時 10 分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県庁第3号館7階中会議室

- 2 出席及び欠席委員の氏名
 - (1) 出席委員

山下 淳 赤坂 正浩 藪野 正昭 佐々木 典子 宮内 俊江

(2) 欠席委員

桜間 裕章 山添 令子

- 3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名
 - (健康福祉部社会福祉局高齢社会課)

課長 池内 力 課長補佐兼介護事業者係長 斉藤 信広 主任 葉澤 恵子

- 4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局) 県民情報センター室長 本山 秀治 主幹兼個人情報・行政手続係長 四方 弘道 主査 鳥井 陽介 職員 小田 涼子
- 5 会議に付した事案の名称
 - (1) 諮問番号 21 3 号事案

介護サービス事業者の業務管理体制データ管理システムの件(収集・提供・オンライン結合)

- 6 議事の要旨
 - (1) 介護サービス事業者の業務管理体制データ管理システムの件(収集・提供・オンライン結合)

高齢社会課入室

高齢社会課から説明があり、以下質疑応答が行われた。

委 員:今回のデータ管理システムによる情報一元化は、どのような根拠に基づいて行われたのか。

高齢社会課:厚生労働省老人保健局介護保険指導室からの通知によるものである。

委 員:法人に対する介護保険法上の監督権限はどのようになっているのか。

高齢社会課: 県が介護保険法上、法人を監査する権限があるのは社会福祉法人に限られ、その他の法人については会社法等の各根拠法令に基づく監査制度の下にある。現在、法人の組織的関与の問題が顕在化しており、今回のシステム整備は、法人の業務管理体制を管理するものである。

高齢社会課退室

委 員:同様の事案については、類型答申にすることができないか検討してほ しい。

事 務 局:類型答申化については、次回以降、検討していく。

委員:国は個人情報提供の根拠を法律に置かずに、通知のみに基づいて地方 自治体に個人情報を提供するシステムを押しつけている。県は国に対 して、法律に個人情報提供の根拠を設けるよう提言するべきではない のか。

事 務 局:国への要望事項等のなかに項目を入れることができないか検討してい きたい。

事務局による答申案の読み上げ

7 会議に付した資料 個人情報保護審議会(第 114 回)資料